

# 山口県報

平成28年  
9月20日  
(火曜日)

## 目 次

- 規則  
児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(こども家庭課)……………
- 告示  
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………
- 生活保護法の規定に基づく施設機関の指定(厚政課)……………
- 公告  
契約の締結(市町課)……………
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)……………



児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第五十九号

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則(平成二十年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別記第四号様式の(裏)中「前条第一項の規定による出頭のためには、を「正當な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入

る。又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した。」を、「又はその」を、「又はその」に改め

### 附 則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。



### 山口県告示第二百八十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
しらかべ薬局		柳井市伊保庄五六二の一	平成二八、七、三一

### 山口県告示第二百八十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
まつなが整形外科クリニック		宇部市大字小串五〇八の五	平成二八、九、一
クリニック・アミカル		下松市大字西豊井一四〇四の一〇	〃 〃 〃
しま歯科クリニック		山口市幸町三番五〇号	〃 〃 九、〃
医療法人宝歯会周南スマイル歯科小児歯科医院		周南市青山町一番一八号	〃 〃 〃
あゆみ薬局		宇部市大字小串五〇八の六	〃 〃 〃
しらかべ薬局		柳井市伊保庄九五	〃 〃 〃

山口県告示第二百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年九月二十日

氏名	住所	氏名	住所
牛見真理子	山口市黒川七五五の五	山口県知事	村岡 嗣政
		指定年月日	平成二八、八、一〇



(三八四) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十八年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総合企画部市町課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量  
住民基本台帳ネットワークシステムに係る電気通信関係装置 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成二十八年八月四日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
N T T ビジネスソリューションズ株式会社 大阪市北区大深町三番一号
- 六 落札金額  
三千七百四十万五千四百円
- 七 入札公告日  
平成二十八年六月二十四日
- 八 その他

- (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 調達方法  
借入れ
- (三) 落札方式  
最低価格

(三八五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十八年五月六日山口県公告（一九四）に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年九月二十日から同年十月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオン長府ショッピングセンター  
所在地 下関市長府外浦町三五四七の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三八六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十八年五月六日山口県公告（一九六）に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年九月二十日から同年十月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ザ・ビッグ防府店

所在地 防府市警固町二丁目一番五五号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三八七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年五月六日山口県公告(一九七)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年九月二十日から同年十月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ザ・ビッグ周東店

所在地 岩国市周東町下久原四七四の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

平成二十八年九月二十日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁